

県民の命を守る応急給水活動に必要な資機材等の整備支援制度 創設の検討状況について

○これまでの取組結果

- ・令和2年度当初予算：財政部局へ要望を実施したが、ゼロ査定
- ・令和3年度国予算：国へ政策提言を実施したが、反映なし
- ・令和2年度補正予算：財政部局へ要望を実施したが、ゼロ査定

○今後の取組予定

- ・令和3年度当初予算：財政部局へ要望
※既に市町村からの要望額調査実施済み。

○制度創設を検討する背景

・高知県は、国が令和元年6月に公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」において、被災後の断水率は99%、被災1ヶ月後の断水率も53%と、全国でも突出して厳しい結果が示されている。

・災害救助法が適用された場合の給水の義務は、県知事又は市町村長となる。

・南海トラフ地震対策行動計画に基づき、地震発生から概ね3日以内のペットボトル水等の備蓄については、概ね取組が完了している。

・上記行動計画では、地震発生から概ね3日以降の取組については、水道の応急対策で対応することとしているものの、現在のところ水道BCPを策定している市町村は2市と、南海トラフ地震発生時における県民の命を守る水の確保状況は十分ではない。

・水道事業体においては、これらの取組に対し、積極的に協力すべき立場にあることは認識しているものの、水道事業は、厳しい経営環境であるため、財源確保が問題となり、これらの課題に十分に取組めない。

・そのため、このままでは、南海トラフ発生から概ね4日以降に県民が命の水を享受できず、多くの県民の生命を脅かされる恐れがある。

・上記行動計画において、「応急給水活動に必要な資機材(タンク等)の整備支援として、資機材整備補助制度の構築」が位置付けられている。

断水人口（地震動：陸側ケース、津波ケース③、冬夕方、風速 8m/s）

都道府県	給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
茨城県	約 2,700,000	約 2,500	-	約 2,200	-	約 700	-	-	-
栃木県	約 1,900,000	約 300	-	約 300	-	-	-	-	-
群馬県	約 1,900,000	約 3,500	-	約 3,100	-	約 1,000	-	-	-
埼玉県	約 7,300,000	約 32,000	-	約 29,000	-	約 9,400	-	約 600	-
千葉県	約 6,200,000	約 7,700	-	約 6,900	-	約 2,200	-	約 100	-
東京都	約 13,500,000	約 150,000	1%	約 140,000	1%	約 45,000	-	約 2,900	-
神奈川県	約 9,200,000	約 120,000	1%	約 100,000	1%	約 45,000	-	約 5,600	-
新潟県	約 2,200,000	約 100	-	約 100	-	-	-	-	-
富山県	約 990,000	約 800	-	約 700	-	約 200	-	-	-
石川県	約 1,100,000	約 2,500	-	約 2,300	-	約 700	-	-	-
福井県	約 770,000	約 20,000	3%	約 18,000	2%	約 6,400	1%	約 700	-
山梨県	約 820,000	約 700,000	86%	約 330,000	41%	約 220,000	27%	約 38,000	5%
長野県	約 1,900,000	約 1,400,000	75%	約 120,000	6%	約 65,000	3%	約 9,500	-
岐阜県	約 1,800,000	約 980,000	53%	約 360,000	19%	約 220,000	12%	約 35,000	2%
静岡県	約 3,500,000	約 3,200,000	91%	約 2,100,000	61%	約 1,800,000	50%	約 760,000	22%
愛知県	約 7,600,000	約 5,700,000	74%	約 5,300,000	70%	約 4,100,000	54%	約 1,100,000	14%
三重県	約 1,800,000	約 1,700,000	96%	約 1,700,000	97%	約 1,300,000	71%	約 390,000	22%
滋賀県	約 1,300,000	約 1,000,000	77%	約 690,000	52%	約 460,000	34%	約 72,000	5%
京都府	約 2,500,000	約 2,300,000	90%	約 1,000,000	40%	約 630,000	25%	約 96,000	4%
大阪府	約 8,800,000	約 5,200,000	59%	約 3,700,000	42%	約 2,300,000	26%	約 330,000	4%
兵庫県	約 5,500,000	約 3,100,000	57%	約 1,100,000	19%	約 610,000	11%	約 100,000	2%
奈良県	約 1,300,000	約 1,200,000	92%	約 940,000	70%	約 670,000	50%	約 120,000	9%
和歌山県	約 910,000	約 840,000	92%	約 840,000	92%	約 610,000	67%	約 180,000	20%
鳥取県	約 560,000	約 5,000	1%	約 4,500	1%	約 1,500	-	-	-
島根県	約 540,000	約 6,700	1%	約 6,000	1%	約 2,000	-	約 200	-
岡山県	約 1,900,000	約 1,300,000	72%	約 900,000	48%	約 610,000	32%	約 97,000	5%
広島県	約 2,700,000	約 1,300,000	46%	約 530,000	19%	約 310,000	11%	約 50,000	2%
山口県	約 1,300,000	約 86,000	7%	約 81,000	6%	約 50,000	4%	約 8,400	1%
徳島県	約 710,000	約 690,000	97%	約 690,000	98%	約 580,000	83%	約 220,000	31%
香川県	約 950,000	約 730,000	77%	約 900,000	94%	約 490,000	51%	約 100,000	11%
愛媛県	約 1,200,000	約 1,100,000	88%	約 1,100,000	86%	約 810,000	66%	約 230,000	18%
高知県	約 620,000	約 620,000	99%	約 620,000	99%	約 580,000	94%	約 330,000	53%
福岡県	約 5,100,000	約 13,000	-	約 12,000	-	約 3,900	-	約 300	-
佐賀県	約 880,000	約 1,800	-	約 1,600	-	約 500	-	-	-
長崎県	約 1,300,000	約 2,100	-	約 1,900	-	約 600	-	-	-
熊本県	約 1,600,000	約 83,000	5%	約 74,000	5%	約 30,000	2%	約 4,200	-
大分県	約 1,000,000	約 950,000	93%	約 870,000	85%	約 200,000	19%	約 30,000	3%
宮崎県	約 1,000,000	約 970,000	95%	約 950,000	93%	約 670,000	65%	約 190,000	18%
鹿児島県	約 1,500,000	約 76,000	5%	約 68,000	5%	約 31,000	2%	約 4,400	-
沖縄県	約 1,500,000	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 110,100,000	約 35,700,000	32%	約 25,400,000	23%	約 17,400,000	16%	約 4,500,000	4%

(注1) 断水率は各都府県の給水人口に占める断水人口の割合とした。

(注2) -：わずか

(注3) 都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

出典：南海トラフ巨大地震の被害想定（施設等の被害・経済的な被害）（再計算）（令和元年6月）内閣府

【備蓄の考え方】

○中央防災会議WG最終報告（H25.5）

- ・食糧や飲料水などについて、家庭備蓄を1週間分以上確保する必要がある。

○これまでの備蓄の考え方（H18.3市町村課題検討会応急対策WG最終報告）

- ・県民には各家庭で3日分程度の備蓄についてお願いしてきた。
- ・公的備蓄については、
 避難者の1日分を市町村備蓄
 避難者の2日分を市町村内の流通備蓄により調達
 県は、避難者の1日分の20%を備蓄

○今後の備蓄の考え方

- ・県民に対しては3日以上以上の家庭備蓄を徹底していただくよう呼びかけていく。
- ・市町村備蓄　まずは、L1想定1日分の備蓄の完了を目標に進める。
 その後、L2想定1日分の備蓄を目指す。
- ・県備蓄　市町村備蓄の20%の備蓄について検討を進める。

その他、例えば避難所での水の確保について井戸水を活用するなど、自活のための方策も検討

【備蓄量と達成率】

※市町村備蓄量：平成31年4月1日現在

県備蓄量　　：平成31年4月1日現在

	食料（食）					水（リットル）				
	備蓄量	L 1		L 2		備蓄量	L 1		L 2	
		目標数	達成率	目標数	達成率		目標数	達成率	目標数	達成率
市町村	1,022,617	444,042	230%	1,068,876	96%	435,526	370,035	118%	890,730	49%
県	178,200	74,007	241%	178,200	100%	178,200	74,007	241%	178,200	100%

飲料水応急対策推進補助金に係る関係者の役割

震災は規模によっては一水道事業者の責任を越えた災害となり、一般行政が中心となってその対策を講ずるものであり、その施策の中に水道が組み込まれることとなる。
 そのため、あらかじめ、水道事業者としての責任と一般行政の責任の範囲を明確にし、費用分担、役割分担を決めておく必要がある。

出典：水道概論 (公社)日本水道協会

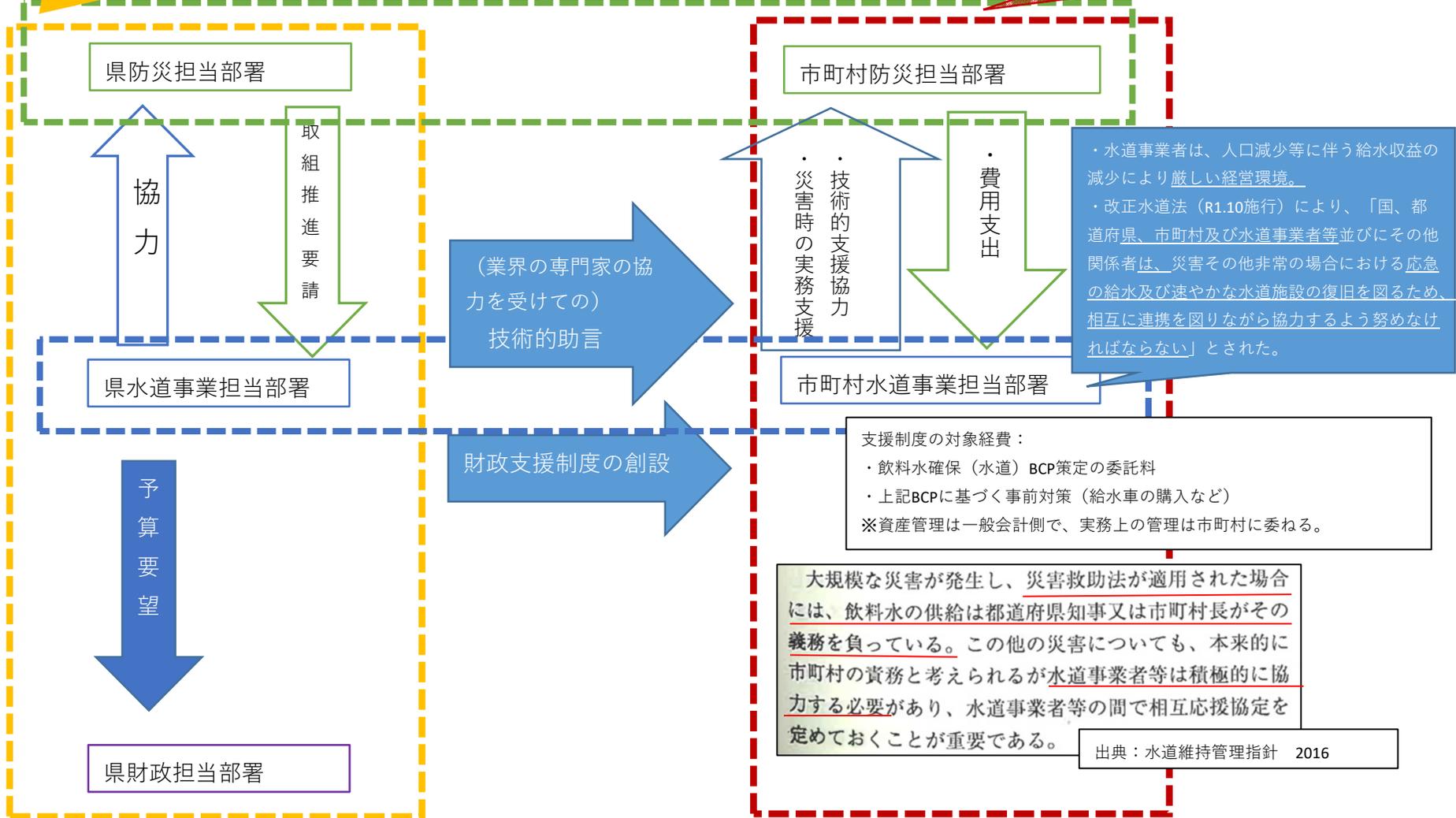
危機管理部と協議の結果

- ・防災部局として、南トラ枠を設け、県予算確保
 - ・食品・衛生課が、市町村指導
- 支援制度スキームは、費用は全て一般行政（一般会計）が、技術的支援、災害時の実務は水道事業者が積極的に協力。

県知事に、大規模災害の発生により災害救助法が適用された場合の飲料水の給水義務。

災害時は飲料水が必要。ただ、水道のことはよく分からない。

市町村長に、その他の災害の場合の飲料水の給水義務。



本支援制度（案）の南海トラフ地震対策行動計画における位置付け

1. 取り組み内容（計画期間の目標）：

**応急給水活動に必要となる資機材（タンク等）の整備支援
（資機材整備補助制度の構築）**

3. 計画の重点課題：

○早期復旧に向けた取組の強化

ライフラインの早期復旧が位置付けられている。

【水道】

◇水道施設の防災対策を推進させる水道ビジョンの策定

◇応急給水活動体制の再検討

◇配水池の耐震化

○応急活動の実行性を高めるための受援体制の強化

【物資・インフラ】

〈県〉 応急救急水活動調整マニュアル など

〈市町村〉 応急給水計画

4. ライフライン対策

県の具体的取組の概要

・ 個別支援を通じて応急給水計画策定を支援します。

5. その他

地震発生から概ね3日以内に対しては、「県民への情報提供、啓発の促進」や「避難者等のための飲料水等の備蓄の推進」についても、位置付けられている。

しかし、それ(地震発生から概ね3日以内)以降に対しては、「ライフライン対策」のみで対応。

2. 目標：

整備完了 全市町村

南海トラフ地震対策行動計画とは、「実施すべき具体的な取組をとりまとめた南海トラフ地震対策のトータルプラン」

2020年3月に改定されており、知事挨拶文として、以下の表現が追加された。

2020年3月改定にあたっては、第4期行動計画において特に積極的に取組を進めている10の重点課題に、**新たに「応急活動の実効性を高めるための受援態勢の強化」を追加**します。県では、外部からの応援の受入れについて、要配慮者を支援するための災害派遣福祉チームの受入手順や**応急給水活動の調整手順**など、**今後、計画等の策定が必要な分野が残されているほか、市町村においても、応急救助機関の受入れや活動調整の仕組み、物資配送のための計画などを定めているところが少ないことから、計画の策定や既存計画の検証・見直しといった取組を強化してまいります。**

現状と課題

- 中央防災会議が発表した南海トラフ地震被害想定で、40都道府県中、本県は被害直後の断水率99% (全国平均31%)、1ヶ月後の断水率53% (全国平均4%) でワースト1 (ワースト2の徳島県は1ヶ月後の断水率31%) ⇒最低、1,950m³(1,950,000ℓ)/日の水が必要
- 水道施設の耐震化は喫緊の課題ではあるが、人口減少や節水機器の普及などの理由から料金収入が減少しているため、老朽管の更新ですら進んでいない。
- 災害時であっても、必要最小限度の飲料水を確保するため配水池の耐震化を進めているが、配水管の耐震化は十分ではなく、応急給水や応急復旧の体制を早期に構築することが求められている (第4期南海トラフ地震対策行動計画に位置付け)。
- 市町村BCPの飲料水確保計画には水道の応急対策が組込まれているが、市町村内の水需要に応ずるための水道BCPが策定されていない。
- 水道ビジョン策定検討委員会では水道BCPの策定、応急給水資機材の確保及び応急対策体制の構築が必要とされ、特に水道BCPの策定については重要施策に位置付けられた。
- (公社)日本水道協会による相互応援ルールがあるが、南海トラフ地震規模の災害時には他県からの給水車が不足する。

応急対策の必要性

- 大規模災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、飲料水の供給は都道府県知事又は市町村長の義務
- 災害対策基本法における責務は、国が「防災に関し万全の措置を講ずる」、県が「防災に関する計画を自ら実施するのみならず、市町村等の事務又は業務の実施を助けることやその総合調整」、市町村が「防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施」となっている。
- 配水池に貯留した飲料水を配水管が破損しても県民の水需要に応じる給水が必要
- 全ての施設のハード面の対策を講じることが困難なため、災害が発生した場合に、円滑に応急対策活動を行えるよう、事前に資機材の準備や応援体制を構築しておくため、水道BCPを重要施策と位置づけた。(資機材は市場の数が限られており発災後の確保は困難)
- 町村長会から応急給水活動及び応急復旧活動が実施できるよう国や県の財政支援の要望あり。
- 水道事業者は、水道BCPを策定しても、位置づけられた事前対策の費用を賄うことが困難であるため、水道BCPを策定できない。
- 社会資本整備総合交付金の市街地整備事業で、地方公共団体が行う地区公共施設等整備としての耐震性貯水槽の整備は国庫補助事業の対象。

制度のスキーム

南海トラフ地震などの大規模災害時における飲料水確保の一つの手段である応急給水や応急復旧の事前対策を推進するための取組に対して補助金を交付する。

- 対象団体：市町村 (一般会計) ※資産としては一般会計の所有とするが、実務的には水道事業者が主体となることが想定される。
- 補助率：交付対象経費の1/2 (ただし、対象経費の総額が単年度あたり500千円以上とする。)
- 補助対象経費 (ただし、国庫補助事業等の対象となるものは対象外とする。)

- ・市町村全体の応急給水計画を踏まえた水道BCPの策定委託料
- ・県が認めた水道 (飲料水確保) BCPに位置づけられた以下の経費

(ただし、対象経費総額が1市町村あたり50,000千円を上限とする。)

- (1)給水車や給水用資機材 (仮設給水栓、ポリタンク、自家発電装置、可搬式ポンプ設備、給水バックなど) の購入費
- (2)管材などの備蓄用資機材の購入費
- (3)資機材を保管する建屋の建設費、調査費、用地費、補償費
- (4)耐震性貯水槽などの整備費
- (5)その他、応急対策に必要な経費